

第145期 中間決算公告

2025年12月26日

岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号
株式会社 中國銀行
取締役頭取 加藤貞則

中間貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,281,756	預金	8,466,822
コールローン	85,690	譲渡性預金	79,434
買入金銭債権	15,354	コールマネー	152,969
商品有価証券	503	売現先勘定	75,722
金銭の信託	10,034	債券貸借取引受入担保金	842,535
有価証券	2,970,913	借用金	796,801
貸出金	6,674,306	外国為替	304
外国為替	13,073	社債	10,000
その他資産	130,794	信託勘定借	13,500
その他の資産	130,794	その他負債	185,353
有形固定資産	33,870	未払法人税等	6,366
無形固定資産	2,746	リース債務	842
前払年金費用	5,616	その他の負債	178,144
繰延税金資産	9,510	賞与引当金	1,546
支払承諾見返	53,686	退職給付引当金	1,142
貸倒引当金	△71,045	睡眠預金払戻損失引当金	563
		ポイント引当金	116
		支払承諾	53,686
		負債の部合計	10,680,500
		(純資産の部)	
		資本金	15,149
		資本剰余金	6,286
		資本準備金	6,286
		利益剰余金	462,961
		利益準備金	15,149
		その他利益剰余金	447,812
		固定資産圧縮積立金	535
		別途積立金	383,600
		繰越利益剰余金	63,676
		株主資本合計	484,397
		その他有価証券評価差額金	19,409
		繰延ヘッジ損益	32,505
		評価・換算差額等合計	51,915
		純資産の部合計	536,312
資産の部合計	11,216,812	負債及び純資産の部合計	11,216,812

中間損益計算書 (2025年4月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	104,420
資金運用収益	81,448
(うち貸出金利息)	52,433
(うち有価証券利息配当金)	25,291
信託報酬	14
役務取引等収益	13,308
その他業務収益	2,163
その他経常収益	7,485
経常費用	80,923
資金調達費用	37,375
(うち預金利息)	15,576
役務取引等費用	1,623
その他業務費用	5,738
営業経費	30,594
その他経常費用	5,590
経常利益	23,497
特別利益	—
特別損失	260
税引前中間純利益	23,236
法人税、住民税及び事業税	7,073
法人税等調整額	△355
法人税等合計	6,717
中間純利益	16,519

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定率法（その他は法人税法に基づく定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：4年～40年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年間）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として、貸出金等の平均残存期間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、これらの予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、または景気循環等長期的な視点も踏まえた過去の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用 企業年金制度に係るものについて、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から損益処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績率に基づき計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、過去の使用実績率に基づき計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上基準

顧客との契約について以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当行は、内国為替、預り資産の販売、投資銀行業務など広範な銀行業務に関連するサービスの提供等を行っており、当行が顧客との契約に基づく義務を履行した時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及び有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 証券投資信託の解約損益に関する会計処理

証券投資信託の期中解約損益については、有価証券利息配当金に計上しております。なお、邦貨建証券投資信託及び外貨建証券投資信託ごとの有価証券利息配当金が負の金額となる場合には、当該負の金額を国債等債券償還損に計上しております。

10. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 307百万円
2. 現先取引等により受入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で当該処分をせずに所有している有価証券は303百万円であります。
3. 元本補てん契約のある信託の元本金額は12,562百万円であります。
4. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	33,017百万円
危険債権額	56,484百万円
三月以上延滞債権額	510百万円
貸出条件緩和債権額	26,291百万円
合計額	116,303百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,955百万円であります。

6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本額のうち、中間貸借対照表計上額は、5,224百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,433,533百万円
貸出金	523,821百万円
その他資産	59百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	842,535百万円
借用金	746,502百万円
売現先勘定	75,722百万円
預金	19,571百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券109,357百万円、商品有価証券93百万円及びその他資産25百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金30,956百万円、先物取引差入証拠金2,500百万円及び保証金529百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,687,552百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が1,388,793百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 81,146百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は77,625百万円であります。

11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,000百万円が含まれております。

12. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益6,032百万円を含んでおります。

2. 減価償却実施額は、有形固定資産1,310百万円及び無形固定資産368百万円であります。

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,399百万円、株式等売却損1,735百万円及び株式等償却65百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権も含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	19,867	19,230	△637
	地方債	16,098	15,302	△796
	社債	33,813	32,669	△1,144
合計		69,780	67,201	△2,578

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	195
関連法人等株式	112
合計	307

※上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローが約定されておりません。

3. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	176,896	80,619	96,277
	債券	38,475	38,136	339
	国債	21,731	21,520	211
	地方債	6,331	6,292	39
	社債	10,412	10,324	88
	その他	437,841	361,951	75,889
	外国債券	243,348	237,733	5,615
	その他	194,492	124,218	70,273
	小計	653,213	480,707	172,506
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	18,342	19,662	△1,320
	債券	1,876,122	2,002,017	△125,895
	国債	960,999	1,036,187	△75,187
	地方債	628,332	667,885	△39,552
	社債	286,789	297,944	△11,154
	その他	318,128	335,792	△17,663
	外国債券	283,102	298,264	△15,161
	その他	35,025	37,528	△2,502
	小計	2,212,592	2,357,472	△144,879
合計		2,865,806	2,838,179	27,626

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※1）	3,731
投資事業組合出資金（※2）	34,748
外貨外国株式	1

(※1) 当中間会計期間において、非上場株式について65百万円減損処理を行っております。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額は、社債48百万円であります。

また、当該減損処理は中間会計期間末に50%以上時価が下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去1年間の価格動向等により回復可能性が乏しいと判定した銘柄について実施しております。

（金銭の信託関係）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価損	45,491百万円
貸倒引当金	19,391百万円
退職給付引当金	6,980百万円
減価償却費	3,954百万円
固定資産減損損失	1,255百万円
繰延ヘッジ損	1,177百万円
賞与引当金	541百万円
ソフトウェア	518百万円
有価証券評価減	471百万円
その他	1,351百万円
繰延税金資産小計	81,133百万円
評価性引当額	△1,609百万円
繰延税金資産合計	79,524百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	△53,709百万円
繰延ヘッジ益	△16,056百万円
固定資産圧縮積立金	△242百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債合計	△70,013百万円
繰延税金資産(△負債)の純額	9,510百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,902円57銭
1株当たりの中間純利益金額	89円40銭

(ご参考)

第145期中間期末（2025年9月30日現在）信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	13,500	金銭信託	13,533
現金預け金	33		
合計	13,533	合計	13,533

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 元本補てん契約のある信託については下表のとおりです。

元本補てん契約のある信託

金銭信託

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	12,562	元本	12,562
合計	12,562	合計	12,562

中間連結貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,281,756	預金	8,460,124
コールローン	85,690	譲渡性預金	75,134
買入金銭債権	15,354	コールマネー	152,969
商品有価証券	503	売現先勘定	75,722
金銭の信託	10,034	債券貸借取引受入担保金	842,535
有価証券	2,971,700	借用金	796,801
貸出金	6,674,860	外国為替	304
外国為替	13,073	社債	10,000
その他資産	130,879	信託勘定借	13,500
有形固定資産	33,927	その他負債	190,923
無形固定資産	2,798	賞与引当金	1,595
退職給付に係る資産	9,785	退職給付に係る負債	1,103
繰延税金資産	8,867	役員退職慰労引当金	10
支払承諾見返	53,686	睡眠預金払戻損失引当金	563
貸倒引当金	△72,411	ポイント引当金	116
		支払承諾	53,686
		負債の部合計	10,675,093
		(純資産の部)	
		資本金	15,149
		資本剰余金	8,050
		利益剰余金	466,891
		株主資本合計	490,090
		その他有価証券評価差額金	19,869
		繰延ヘッジ損益	32,505
		退職給付に係る調整累計額	2,949
		その他の包括利益累計額合計	55,324
		純資産の部合計	545,415
資産の部合計	11,220,508	負債及び純資産の部合計	11,220,508

中間連結損益計算書（2025年4月1日から
2025年9月30日まで）

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	104,654
資金運用収益	80,459
(うち貸出金利息)	52,433
(うち有価証券利息配当金)	24,302
信託報酬	14
役務取引等収益	13,308
その他業務収益	3,394
その他経常収益	7,477
経常費用	81,061
資金調達費用	37,367
(うち預金利息)	15,574
役務取引等費用	1,623
その他業務費用	5,738
営業経費	30,679
その他経常費用	5,651
経常利益	23,593
特別利益	—
特別損失	260
固定資産処分損	235
減損損失	24
税金等調整前中間純利益	23,332
法人税、住民税及び事業税	7,427
法人税等調整額	△344
法人税等合計	7,083
中間純利益	16,249
親会社株主に帰属する中間純利益	16,249

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社 3社
中銀保証株式会社、株式会社C B S、中銀事務センター株式会社
- ② 非連結子会社
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結子会社
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連会社 1社
持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定率法（その他は法人税法に基づく定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：4年～40年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、法人税法に基づく定率法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間（5年間）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として、貸出金等の平均残存期間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、これらの予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、または景気循環等長期的な視点も踏まえた過去の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。なお、当中間連結会計期間における計上額はありません。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金に係る内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った当行の睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績率に基づき計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、過去の使用実績率に基づき計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 企業年金制度にかかるものについて、発生した連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

当行及び連結子会社は、顧客との契約について以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1 : 顧客との契約を識別する

ステップ2 : 契約における履行義務を識別する

ステップ3 : 取引価格を算定する

ステップ4 : 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5 : 履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当行及び連結子会社は、内国為替、預り資産の販売、投資銀行業務など広範な銀行業務に関連するサービスの提供等を行っており、当行及び連結子会社が顧客との契約に基づく義務を履行した時点で収益を認識しております。

(14)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及び有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(15)証券投資信託の解約損益に関する会計処理

当行では、証券投資信託の期中解約損益については、有価証券利息配当金に計上しております。また、邦貨建証券投資信託及び外貨建証券投資信託ごとの有価証券利息配当金が負の金額となる場合には、当該負の金額を国債等債券償還損に計上することとしております。

(16)消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式及び出資金を除く）
112百万円
2. 現先取引等により受入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で当該処分をせずに所有している有価証券は303百万円であります。
3. 元本補てん契約のある信託の元本金額は12,562百万円であります。
4. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	33,585百万円
危険債権額	56,484百万円
三月以上延滞債権額	510百万円
貸出条件緩和債権額	26,291百万円
合計額	116,871百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,955百万円であります。

6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、5,224百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,433,533百万円
貸出金	523,821百万円
その他資産	59百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	842,535百万円
借用金	746,502百万円
売現先勘定	75,722百万円
預金	19,571百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券109,357百万円、商品有価証券93百万円及びその他資産25百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金30,956百万円、先物取引差入証拠金2,500百万円及び保証金529百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,687,552百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,388,793百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 81,245百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の残高は77,625百万円であります。

11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,000百万円が含まれております。

12. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。

13. その他資産のうち、顧客との契約から生じた債権の額 1,325百万円

14. その他負債のうち、契約負債の額 116百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益6,032百万円及び償却債権取立益0百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,452百万円、株式等売却損1,735百万円及び株式等繰入債却額65百万円を含んでおります。

3. 中間包括利益は、58,274百万円であります。

(金融商品関係)

I 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注）参照）。また、現金預け金、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券	503	503	—
(2) 金銭の信託	10,034	10,034	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	69,780	67,201	△2,578
その他有価証券（※1）	2,863,326	2,863,326	—
(4) 貸出金	6,674,860		
貸倒引当金（※2）	△71,978		
	6,602,881	6,555,171	△47,709
資産計	9,546,525	9,496,237	△50,287
(1) 預金	8,460,124	8,459,497	△627
(2) 謙渡性預金	75,134	75,155	20
(3) 借用金	796,801	795,226	△1,575
負債計	9,332,061	9,329,879	△2,181
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(27,450)	(27,450)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	47,384	47,384	—
デリバティブ取引計	19,933	19,933	—

（※） 中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（※1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を計上しております。

（※3） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
非上場株式（※1）（※2）	3,843
組合出資金（※3）	34,748
外貨外国株式（※1）	1

（※1） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2） 非上場株式について65百万円減損処理減損処理しております。

（※3） 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

II 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
金銭の信託	—	10,034	—	—	10,034
商品有価証券及び有価証券					
売買目的有価証券					
国債・地方債等	101	402	—	—	503
その他有価証券(※1)					
株式	195,679	—	—	—	195,679
国債	982,731	—	—	—	982,731
地方債	—	634,664	—	—	634,664
社債	—	214,277	82,925	—	297,202
その他	282,408	458,676	6,888	—	747,972
資産計	1,460,920	1,318,055	89,813	—	2,868,788
デリバティブ取引(※2)					
金利関連	—	49,986	—	—	49,986
通貨関連	—	(30,054)	—	—	(30,054)
債券関連	0	—	—	—	0
デリバティブ取引計	0	19,932	—	—	19,933

(※1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は5,075百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさうこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(※イ)					
5,040	—	35	△0	—	—	5,075	—

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
有価証券					
満期保有目的の債券					
国債	19,230	—	—	—	19,230
地方債	—	15,302	—	—	15,302
社債	—	32,669	—	—	32,669
貸出金	—	—	6,555,171	6,555,171	6,555,171
資産計	19,230	47,971	6,555,171	6,622,373	
預金	—	8,459,497	—	—	8,459,497
譲渡性預金	—	75,155	—	—	75,155
借用金	—	746,502	48,723	795,226	
負債計	—	9,281,155	48,723	9,329,879	

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式やETF、上場REIT、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関する市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債につきましては、将来キャッシュ・フローの合計額をリスクフリーレートに内部格付けに基づく区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定した価格を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

その他、相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、デフォルト率、等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、「手形貸付」「商業手形」「当座貸越」については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

「証書貸付」については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積り、現在価値を算定しております。使用する割引率は、事業者向け・地方公共団体向け・地方公社向け貸出については、リスクフリーレートに、内部格付ごとの信用リスク要因を上乗せした利率を用いております。個人向け貸出金については、中間連結決算日時点の新規貸出利率を用いております。なお、将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、次の金利変更日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としております。

これらの時価の算出に当たっては、観察できないインプットによる影響が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

預金のうち、「当座預金」「普通預金」等の要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

「定期預金」等及び「譲渡性預金」については、将来キャッシュ・フローを商品ごとにグルーピングし、中間連結決算日時点の新規預入利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらの時価の算出に当たって、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.050%～4.969%	0.278%

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
	損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
商品有価証券及び有価証券							
その他有価証券							
社債	88,599	△48	99	△5,726	—	—	82,925
その他	6,931	—	92	△134	—	—	6,888

(※1) 中間連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(3)時価の評価のプロセスの説明

当行はバック部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めております。ミドル部門は使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。またバック部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

信用スプレッド

信用スプレッドは当行の内部格付に基づく区分ごとに算定した推定値です。信用スプレッドの著しい上昇(低下)は、時価の著しい低下(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的債券 (2022年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	19,867	19,230	△637
	地方債	16,098	15,302	△796
	社債	33,813	32,669	△1,144
	小計	69,780	67,201	△2,578
合計		69,780	67,201	△2,578

2. その他有価証券 (2022年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	177,337	80,641	96,696
	債券	38,475	38,136	339
	国債	21,731	21,520	211
	地方債	6,331	6,292	39
	社債	10,412	10,324	88
	その他	438,382	362,114	76,267
	外国債券	243,348	237,733	5,615
	その他	195,033	124,381	70,651
	小計	654,195	480,892	173,303
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	18,342	19,662	△1,320
	債券	1,876,122	2,002,017	△125,895
	国債	960,999	1,036,187	△75,187
	地方債	628,332	667,885	△39,552
	社債	286,789	297,944	△11,154
	その他	318,128	335,792	△17,663
	外国債券	283,102	298,264	△15,161
	その他	35,025	37,528	△2,502
	小計	2,212,592	2,357,472	△144,879
合計		2,866,788	2,838,364	28,423

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は社債48百万円であります。

なお、当該減損処理は中間連結会計期間末に50%以上時価が下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去1年間の価格動向等により回復可能性が乏しいと判定した銘柄について実施しております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,951円83銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	87円94銭